

告示

埼玉県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
台坂クリニック	深谷市萱場三〇二―一	令和七年十月一日

二 指定施術機関

氏 名	住 所		休 止 年 月 日
	名 称	所 在 地	
高梨 友香子	在宅マッサージ 治療院 福寿	さいたま市北区東大成町二―三四三―二	令和七年十月三十一日